

平成28年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成28年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成28年8月16日から同年8月29日までの間において実日数4日間

(2) 監査の方針

平成28年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

ア 一般的事項

(ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。

(イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。

(ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。

(エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ、単価、歩掛り等は適切か。

(オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。

(カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。

(キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

(ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。

(ケ) 工事および工程の管理・監督(監理)は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

(イ) 法令手続は、遵守されているか。

(ウ) 学校生徒(児童)・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

(エ) 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行わ

れているか。

(オ) 工事関係書類の確認および管理・監督(監理)は、適切に行われているか。

(3) 監査対象工事

ア 練馬区立大泉学園小学校校舎屋上防水および外壁改修工事

[練馬区大泉学園町四丁目7番1号]

イ 練馬区立石神井中学校校舎屋上防水および外壁等改修工事

ウ 練馬区立石神井中学校校舎屋上防水および外壁等改修機械設備工事

エ 練馬区立石神井中学校校舎屋上防水および外壁等改修電気設備工事

[練馬区石神井台一丁目32番1号]

(4) 監査対象部課

施設管理担当部施設整備課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

2 監査の結果

適正に行われていた。